

高額療養費制度の見直しについて

同一の医療機関等における1か月の医療費の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えるときは高額療養費の支給対象となっています。この高額療養費算定基準額が令和8年8月1日から見直されます。（見直し箇所は**太字**）

70歳未満の組合員・被扶養者

区分	標準報酬月額	高額療養費算定基準額（現行）
ア	83万円～ 以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》140,100円
イ	53万円～79万円 以上以下	167,400円+（総医療費－558,000円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》93,000円
ウ	28万円～50万円 以上以下	80,100円+（総医療費－267,000円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》44,400円
エ	～26万円 以下	57,600円 《多数回該当(※1)の場合》44,400円
オ	市町村民税非課税者等	35,400円 《多数回該当(※1)の場合》24,600円

高額療養費算定基準額（R8.8から）	
270,300 円+（総医療費－ 901,000 円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》140,100円	年間上限(※2) 168万円
179,100 円+（総医療費－ 597,000 円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》93,000円	年間上限(※2) 111万円
85,800 円+（総医療費－ 286,000 円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》44,400円	年間上限(※2) 53万円
61,500 円 《多数回該当(※1)の場合》44,400円	年間上限(※2) 53万円
36,900 円 《多数回該当(※1)の場合》24,600円	年間上限(※2) 29万円

附加給付等は現行どおり
(一部負担金払戻金又は家族療養費附加金)
附加給付等は計算結果が1,000円未満の場合は不支給

自己負担額－高額療養費－50,000円
(100円未満切捨)
↑
医療機関等での支払時に高額療養費が
既に引かれている場合もあります。

自己負担額－高額療養費－25,000円
(100円未満切捨)
↑
医療機関等での支払時に高額療養費が
既に引かれている場合もあります。

※1 多数回該当…当該月以前1年間に高額療養費に該当した月が3回ある場合の4回目にあたる月のこと
※2 年間上限…高額療養費及び附加給付等を差し引いた自己負担額8月～翌年7月までの合計額上限のこと

70歳から74歳までの組合員・被扶養者

	標準報酬月額	高額療養費算定基準額（現行）	
		外来（個人ごと）	入院を含めた世帯全員
現役並み所得者	83万円～ 以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》140,100円	
	53万円～79万円 以上以下	167,400円+（総医療費－558,000円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》93,000円	
	28万円～50万円 以上以下	80,100円+（総医療費－267,000円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》44,400円	
一般	～26万円 以下	18,000円 年間上限(※2) 144,400円	57,600円 《多数回該当(※1)の場合》44,400円
非課税者等	低所得者Ⅱ 標準報酬月額が26万円以下で組合員が非課税者の場合等	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ 標準報酬月額が26万円以下で世帯全員が非課税者の場合等	8,000円	15,000円

高額療養費算定基準額（R8.8から）			
外来（個人ごと）		入院を含めた世帯全員	
270,300 円+（総医療費－ 901,000 円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》140,100円		年間上限(※2) 168万円	
179,100 円+（総医療費－ 597,000 円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》93,000円		年間上限(※2) 111万円	
85,800 円+（総医療費－ 286,000 円）×1％ 《多数回該当(※1)の場合》44,400円		年間上限(※2) 53万円	
22,000 円	年間上限(※2) 216,000円	61,500 円 《多数回該当(※1)の場合》44,400円	年間上限(※2) 53万円
11,000 円	年間上限(※2) 96,000円	25,700 円 《多数回該当(※1)の場合》24,600円	年間上限(※2) 29万円
8,000円		15,700 円	年間上限(※2) 18万円

附加給付等は現行どおり
(一部負担金払戻金又は家族療養費附加金)
附加給付等は計算結果が1,000円未満の場合は不支給

自己負担額－高額療養費－50,000円
(100円未満切捨)
↑
医療機関等での支払時に高額療養費が
既に引かれている場合もあります。

自己負担額－高額療養費－25,000円
(100円未満切捨)
↑
医療機関等での支払時に高額療養費が
既に引かれている場合もあります。

※1 多数回該当…当該月以前1年間に高額療養費に該当した月が3回ある場合の4回目にあたる月のこと
※2 年間上限…高額療養費及び附加給付等を差し引いた自己負担額8月～翌年7月までの合計額上限のこと